

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

双日プラネット株式会社

双日プラネット株式会社は、「女性活躍推進法」に定める一般事業主行動計画を次のように策定し、全ての社員が年齢や家庭状況に関わらず、持てる能力を十分に発揮できる職場環境の整備に取り組みます。

1. 計画期間：2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日（3 年間）（実施期間）

2. 計画内容

目標 1：ジェンダーに関わらない多様な人材の活躍を推進するため、毎年採用する新卒総合職の女性比率を 20%以上及び女性管理職比率を 10%以上とする。

取組 1：新卒採用活動では、女性総合職と学生の面談機会を積極的につくることにより、学生の志望意欲を高める。また、女性管理職育成プログラムを策定し、ジェンダーに関係なく管理職として活躍できる人材を育成する。

目標 2：ワークライフバランスの充実、多様な働き方の推進、定着させるため、全社員に育児支援制度、介護支援制度、フレックスタイム制度、在宅勤務制度等を周知、理解を促すことで、必要な社員が制度を利用しやすくする。

取組 2：育児支援、介護支援等の情報を社内イントラネット等で、全社員に周知するとともに、対象者及び当該上司へ説明する。また、特に介護支援についてはニーズを把握した上で、休暇日数の増加等新たな支援策を実施する。

目標 3：当社が持続的な成長を実現するため、女性社員が長期的に能力を発揮できるより良い職場環境の維持、向上及びキャリア支援をする。

取組 3：2025 年 4 月から勤務地を限定する総合職（限定総合職）を新設。各自の状況に応じて、能力や意欲を発揮できるよう限定総合職への職種転換制度の周知、利用促進を図る。また、配偶者の転勤、出産・育児、介護等の事情により退職した社員の復職制度導入を検討し、段階的に実施する。

以上